

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和5年5月26日	株式会社日清観光(法人番号5320001006711)代表者中尾雄一	大分営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年2月8日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第1項)、(2)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2)	0	0	0	0
	大分県別府市石垣西10丁目5番4号	大分県大分市生石4丁目776-3							